

平成20年4月
スタート

『後期高齢者医療制度』って？

平成20年4月から、「後期高齢者医療制度」が始まります。これまで、75歳（一定の障害がある場合は65歳）以上の方は「老人保健制度」で医療を受けていましたが、平成20年4月からは「後期高齢者医療制度」に加入することになります。

制度の概要



- 【被保険者】 75歳以上（一定の障害のある方は65歳以上）
- 【患者負担】 医療費の1割（現役なみ所得者は3割）を患者本人が負担します。
- 【保険料】 原則として、年金から保険料の天引き（特別徴収）を行います。
保険料率は、平成19年11月ごろに決定する予定です。

運営の仕組み



この制度の運営は、兵庫県内すべての市町が加入する「兵庫県後期高齢者医療広域連合」が行います。

具体的には、広域連合において被保険者の認定、保険料の決定や医療の給付などを行い、市町では保険料の徴収、被保険者証の引き渡しや各種申請などの窓口業務を行います。

75歳以上の方はすべて、これまでの国民健康保険、政府管掌健康保険や健康保険組合などの被保険者・被扶養者ではなく、後期高齢者医療制度の被保険者となり、個々に保険料を納めるとともに、広域連合が交付する被保険者証を医療機関に提示して、診療を受けることとなります。

お問い合わせ



- 養父市市民生活部健康課（☎ 662-3165）
- 兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局（☎ 078-326-2612）
E-mail jimukyoku@kouiki-hyogo.jp ホームページ <http://www.kouiki-hyogo.jp>

【別表】郵便による不在者投票ができる方

手帳の種類	障害の種類別	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢もしくは体幹の障害、移動機能の障害	1級もしくは2級
	内蔵機能の障害（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸）	1級もしくは3級
	免疫の障害	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢もしくは体幹の障害	特別項症から第2項症
	内蔵機能の障害（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸）	特別項症から第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分が要介護5である者として記載されている方	

兵庫県選挙管理委員会では、申し込みをされた視覚に障害のある方を対象に、選挙や候補者に関する情報を点字または音声にした「選挙のお知らせ」を無料配布します。

点字・音声による「選挙のお知らせ」を無料配布します

候補者の政見や略歴を掲載した選挙公報を配布します。よく読んで貴重な一票を投じてください。

選挙公報を配布します

「せ」を無料で配布しています。▼対象となる選挙／国政選挙、兵庫県知事選挙、兵庫県議会議員選挙

▼申込方法／点字版・音声版ともに、郵便番号、住所、氏名、ご希望の種類を電話か郵便で申し込んでください。

※本年7月に執行予定の参議院議員選挙で配布を希望される方は、6月末までに申し込んでください。

▼お問い合わせ／兵庫県選挙管理委員会（☎ 078-3136213101）